# 環境報告ガイドライン 2018 年版 解説書等作成に向けた検討会 (第1回) 議事録

日 時:2018年7月5日(木)14:00~16:10

会 場:TKP 新橋カンファレンスセンター カンファレンスルーム6G

出席者:栗野委員、魚住委員、上妻委員(座長)、後藤委員、冨田委員、藤井委員、藤原委員、

水口委員 (五十音順、敬称略)

# 議事:

- (1) 解説書等作成の進め方について
- (2) 解説書等素案について
- (3) その他

### (配付資料)

資料1	環境報告ガイドライン 2018 年版 解説書等作成に向けた検討会委員名簿
資料 2	環境報告ガイドライン 2018 年版 解説書等作成に向けた検討会開催要領
資料3	解説書等作成の進め方について
資料4	作成ガイド目次案
資料 5	作成ガイド試案

資料6 解説書 試案

参考資料1 環境報告ガイドライン 2018 年版

参考資料2 「環境報告ガイドライン(2018年版)(案)」にいただいた御意見の一覧表

参考資料3 環境報告ガイドライン 2012年版

# I. 開会

### <事務局挨拶>

### ○ 事務局

定刻となりましたので、ただいまより「環境報告ガイドライン **2018** 年版 解説書等の作成に向けた検討会」第1回を始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本検討会にご参加いただき誠にありがとうございます。進行を務めます事務局の三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング奥野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは初めに、環境省 大臣官房 奥山環境経済課長より、開会のご挨拶をいただきます。よろしくお願いします。

# ○ 奥山課長

環境経済課長の奥山でございます。本日はご多忙のところ、またお足元の悪い中、本当 にご出席いただきましてありがとうございます。

まず冒頭に、昨年度ご検討いただきました環境報告ガイドラインの2018年版を、6月末

に公表させていただきましたことをこの場をお借りして報告いたします。昨年度ご協力いただきました委員、オブザーバーの皆様におかれましては、改めて御礼を申し上げたいと思います。この新しいガイドラインでございますけれども、申し上げるまでもなく、SDGs、あるいはパリ協定、そういったものの国際的な枠組みが変化する中で、従来型の環境マネジメント情報の報告に加えて、ガバナンスやリスクマネジメントと言った事業者の組織体制の健全性、あるいはその長期ビジョンや戦略といった経営の方向性、そういったものを示す内容の報告に重点を置くという方向でご検討いただいたところでございます。

一方で、環境報告の課題として、こういった枠組みの変化の中でいろいろな期待や関心が高まっているにもかかわらず、国内では依然として環境報告を出していく割合に伸長の余地があるという状態であります。それから、やはりトップの環境報告を出す皆さんと、それ以外の皆さんとの間の報告の質の差がずいぶんとあり、そういう意味で、開示については質・量ともにこれからますます高めていかなければいけないと思っております。

そういった課題に対して、ガイドライン自体はコンパクトにして、それを補完する文書として随時更新可能な解説書と、事業者の方にわかりやすい記載要領を別途発行する、という方針で取りまとめていただいたため、TCFD提言の要素を取り込むなど、解説を充実させて、開示の底上げに繋げていきたいと思っております。そういう意味で、本年度の検討会でご議論いただく解説書等は、今回のガイドライン改定の目的を具現化する上で、まさに昨年以上に重要なものではないかと思っております。

従来から、環境省では企業と投資家を繋ぐ基盤として、環境情報開示基盤整備事業を行っておりますけれども、環境報告ガイドラインと一体的に情報開示の基盤を成すものとして取り組んできているところでございます。今回のガイドラインの改定内容につきましても、2019年度の開示基盤の入力項目として反映させていくことで、今後ガイドラインの浸透も併せて図っていきたいと思っているところでございます。

より良い環境報告のあり方を目指して、本検討会におきましては、皆様ぜひ忌憚のないご意見をご提案いただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

# <議事・資料確認>

#### 事務局

次に、議事と配付資料の確認をさせていただきます。議事次第をご覧ください。(議事次 第に基づき説明)

# <本検討会の趣旨説明>

#### 〇 事務局

それでは、本検討会の開催要領につきまして、事務局から説明をさせていただきますので、資料2をご覧いただければと存じます。(資料2に基づき説明)

### <座長選任及び挨拶>

# ○ 事務局

続きまして、開催要領に基づきまして、本検討会の座長の選出を行います。座長は委員の皆様の互選で選出していただくことになってございます。事務局といたしましては、平成 28 年度よりこの環境報告ガイドラインの改定に向けた検討会等の座長を継続して務めてこられました、上妻委員にお願いしてはいかがかと考えておりますけれども、皆様いかがでしょうか。

(拍手)

### ○ 事務局

ありがとうございます。それでは、本検討会の座長は上妻委員にお願いをいたします。 上妻委員は、恐れ入りますが、座長席にご移動ください。

それでは早速ですが、座長よりご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいた します。

# ○ 上妻座長

皆さんこんにちは。上智大学の上妻でございます。座長職を仰せつかりまして身が引き締まる思いでございますけれども、簡単に私がガイドラインについて思っていることをお話ししたいと思います。

私事ですけども、4月から6月の中旬ぐらいまでフランスにおりました。私は元々ヨー ロッパの研究者なのでフランスへよく行きますが、フランスだけは馴染めないところが一 つあるのです。それはどこの店に入っても挨拶をしないと話をしてもらえないというとこ ろで、商店に入っても、向こうの方が「ボンジュール」とお話をされるわけなのですが、 こちらが話さないと見向きもしてくれないのですね。スーパーのレジで自分の番が来ても そうなのです。レジの女性が「ボンジュール」と言った時も、自分が「ボンジュール」と 言わないと、女性がじっと睨むのです。返事をすればそこから先へ円滑にいくのですけれ ども、しないとどういうことになるかというと、ある時パリの地下鉄の案内所に行って道 を聞こうと思って30分並んだのですね。すごく並んで、ようやく自分の番が来て時間も無 いのでいきなり話を切り出したら、「ボンジュールは?」と切り出されたのです。それから 話してくれないのですね。次に博物館に行った時もやはり同じように並んでいて、自分の 番が来たので「大人1枚」と言ったら、「ボンジュールは?」と言われるのです。恐らく、 フランスという社会を円滑にするためのルールが、挨拶から始めるというところなのだと 思うのです。ただ、隣のベルギーでもフランス語の地域はそれがあるのですけれども、オ ランダの地域に行くとないですし、アムステルダムに行くとそんな話は全くないのですね。 だからフランスだけものすごく特色があると思っています。

ガイドラインの話に戻りますが、ガイドラインは色々と書いてあると思いますけれども、「持続可能な社会に移っていく時にビジネスの人たちがどのような情報開示をしていけばよいか」ということのために作られています。持続可能な社会とは、有限な資源やエネルギーを使わないで生活していくライフスタイルの社会だと思うのです。そこにビジネスが入っていくことで、ビジネスの人たちはリスクとチャンスを両方持つわけなのですけれども、そのときに重要なポイントの一つは、環境行動というのは自主的な取り組みですから、

情報を出していかないといけないのですね。ですから、情報開示は持続可能な社会の「ボンジュール」だと私は思っています。そのためにガイドラインが作られているのですが、ガイドラインは単なる To Do リストではなく、「そういう社会の中で生きていくためにビジネスをする人たちが、どのようにしていけばよいのか」という考え方が書いてあると思っています。というわけなので、情報開示に向けた「ボンジュール」はガイドラインだし、そのガイドラインの中身をよく理解するように作られる今回の付属文書と言われているものはガイドラインの「ボンジュール」なのだと思っています。自分でそう思っているだけなのですけれども。簡単にわかりやすく作られない文章というのは、いつも社会で使っていただけないので、そのためにこの検討会が開かれているわけであり、皆さんで協議をしていただくのですが、これは私だけではなくて、委員の皆様、環境省の方々、それから事務局の方々、オブザーバーの方々そしてオーディエンスの方々、皆さんの協力が無いとできませんので、どうぞ皆さんのご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

### ○ 事務局

ありがとうございました。それでは、カメラ撮りはここまでになりますので、よろしく お願いいたします。

# <委員・オブザーバー等紹介>

### ○ 事務局

それでは、自己紹介を兼ねまして、委員の皆様から一言ずつお願いをできればと存じます。資料1の名簿をご覧下さい。名簿順に従いまして、粟野委員からお願いしたいと存じます。

#### ○ 粟野委員

粟野でございます。昨年度に引き続き、今年もこれに関われるので非常に嬉しく思っております。昨年私が、「ここはぜひ」と注文をつけたところが反映された部分と部分的に反映された部分がありますので、それをさらに結実させるべく、座長と良い関係のもとで貢献していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

# ○ 魚住委員

魚住隆太です。同じく昨年度と同様に検討会の委員をやらせていただいております。私は、どちらかといえば世の中の新しい動きよりも、昔からの環境問題とかそういう部分にも結構こだわっている人間なので、そちらの関係でお役に立てればいいなと思っています。よろしくお願いいたします。

#### 後藤委員

後藤敏彦です。昨年といいますより、一昨年、このガイドライン改訂の方向性検討会以来、引き続き委員を拝命しております。あわせて、このガイドライン等と非常に関係の深い情報開示基盤整備事業、略称 ESG プラットフォーム検討会のワーキンググループ座長も務めておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### ○ 冨田委員

ロイドレジスタージャパンの冨田と申します。私のこの委員会での位置付けがちょっと

不明ですけれども、過去、事業会社でこういった報告書を作っていたというポジショニングですとか、今いろいろな会社をお手伝いする機会、アドバイスする機会もございますし、少し別の視点ですが GRI スタンダードの策定にボードメンバーとして関わっていまして、現時点も日本での普及等のお手伝いをさせていただいておりますので、そういった面からこの検討会に貢献できればと考えております。よろしくお願いいたします。

# ○ 藤井委員

今年度より参加させていただきます、トヨタ自動車環境部の藤井と申します。環境報告書、あるいは環境情報開示について社会から求められる水準が年々高まっていると認識しております。そうした中で、弊社の取り組みはまだまだ途上でございます。この会合においては、開示する側の目線で何らかの貢献や、あるいは勉強をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

# 〇 藤原委員

キリンの藤原です。よろしくお願いします。昨年度に引き続きの参加となります。昨年度参加させていただいて、私自身十分に理解できていないところがありますので、また勉強させていただきたいと思っています。また、ちょうど 6 月末に環境報告書を出したところでして、書いた上での実感みたいなものもございますので、何らかのお役に立てればなと思っております。よろしくお願いします。

# ○ 水口委員

高崎経済大学の水口と申します。私も昨年度に引き続きということで、よろしくお願いいたします。最近、よく講演依頼の中で「報告書をどうやって作ればよいのか」という依頼を受けることが多いのですけれども、何やら「報告書をとにかく作ればよいのだ」という誤解があるような気がしてなりません。きちんとした活動があって、その内容を報告するということだと思うのですが、報告の前提には何か活動があるのだということを伝えることが大事かなと最近思っているところです。よろしくお願いいたします。

### 〇 事務局

ありがとうございました。それでは、オブザーバーの皆様、自己紹介だけお願いします。 (自己紹介省略)

### ○ 事務局

ありがとうございました。それでは、環境省様、簡単にお名前だけお願いします。 (自己紹介省略)

### ○ 事務局

ありがとうございました。それでは、議題に入ってまいりたいと存じますが、ここから は座長の上妻先生に議論の進行をお願いしたいと存じます。

# II. 議事

# (1) 解説書等作成の進め方について

### く資料説明>

# ○ 上妻座長

それでは、早速議事に入りたいと思います。「解説書等作成の進め方」という資料がございますので、その資料につきまして事務局からご説明をお願いしたいと思います。

# ○ 事務局

ありがとうございます。議題(1)でございます。資料3をご覧いただければと存じます。(資料3に基づき説明)

# <意見交換>

### ○ 上妻座長

今の資料3のご説明ですけれども、今回のガイドラインは3分冊になっていまして、ガイドライン本体と言われているものが非常に薄く30ページぐらいでできています。ちなみに前回の2012年度版は159ページありましたので、大幅に減らすことができたということです。30ページぐらいであれば持って歩けますけれど、159ページだと持って歩くのはちょっと苦痛になってしまいますので、薄くできたことはとても良いことだと思っています。

しかし、薄いと情報量が少ないので、それを補うための解説が必要です。補うために、「解説書」といわれるものと、「作成ガイド」と呼んでいるものがあります。「作成ガイド」は、最初は「作成の手引き」だったのですが、別の手引きがあるのでそれはまずいということになり、実は6月中旬ぐらいまでは「記載要領」と言われていました。「記載要領」だとあまりにも役所の文書という感じがしますので、「お願いだから他の名称にしてください」と言って「作成ガイド」となっていますけれど、これも皆さんにいいネーミングを考えていただければと思います。

作成ガイドは、「これさえ見れば、ガイドライン本体を見なくても環境報告書が作れる」というインストラクションマニュアルみたいなものです。それから解説書とは、特定の事項について詳しく知るための文書だとお考えいただきたいと思います。今回はその作成ガイドと、解説書を作るための検討会ですけれども、今お話いただいた資料3には、その経緯と性格づけ、一体何を作成ガイドの材料とし、解説書の対象とするのか、ということが書かれていました。これが今回の議論の大元になるわけでございますので、これについてご質問、ご意見等があれば、頂きたいと思います。

#### 水口委員

いくつか明確にしたいのですが、作成ガイドは1冊ですか。

#### ○ 上妻座長

一冊だけれども途中で区切れるようにしたいです。それぞれのセクションごとに完結して、あちこち飛んだりしないでも済むようにしたいと思っています。

# ○ 水口委員

解説書はテーマごとに分類されてたくさんできるけれども、作成ガイドは基本的には一冊であるということですね。

それから2点目ですけども、現在ある「環境報告書の記載事項等の手引き」とは別のものということで、「環境報告書の記載事項等の手引き (第3版)」は生きるのですか。

# ○ 上妻座長

生きます。基本的に、あれは特定事業者の方々のために作られていたものですので、それと作成ガイドが齟齬を生じることがあるとすると、ガイドラインが変わったことだけだと思います。

# ○ 水口委員

ということは、普通の企業さんにとっては「従来の手引きはもう見ないで、ガイドライン本体と作成ガイドと解説書を見てください」という位置づけでしょうか。

# ○ 上妻座長

ガイドライン本体が変わってしまいましたので。前回の記載事項の手引きに関しては、2012年度版をもとにして作られています。ただし、2018年度版のガイドラインの細かい内容にまで立ち入らなくてもいいような事業者の場合にはまだ使えるだろうと理解していますが、いずれそちらも改定の対象になるだろうと考えています。

# ○ 水口委員

当面はどちらを使ってもよいのだけれども、だんだん移行するということですね。 最後の質問ですが、解説書等作成の進め方について、「解説書"等"を作成」とあります が、この「等」には「作成ガイド」も入っているのですか。

#### ○ 上妻座長

なぜ「等」と書いたかというと、「作成ガイド」の名前が落ち着かなかったからだと思います。本来であれば「作成の手引きと解説書」にしたかったのですが、これからどうなるか分からないので、「解説書"等"」の「等」は作成ガイドだと思ってください。

#### ○ 水口委員

作成ガイドも検討会の対象ということですね。わかりました。

### ○ 上妻座長

そちらの方が重要なパートなので。他にいかがでしょうか。

# ○ 粟野委員

今ちょうど「分冊ですか」というようなお話もあったので、それに少し関連します。それと同時に先生が「ページ数が減りました」とおっしゃったのですが、ガイドと解説書のボリューム感というのは、事務局の方である程度描いていらっしゃるのですか。

# ○ 上妻座長

作成ガイドはものすごい量です。ですから、分冊できるように構成したいと思っています。例えば、ガイドライン本体の項目に沿って作っていくのですけれども、その項目ごとに、そこだけ見れば他を参照しなくてもわかるというようにしていきたい。「作成ガイド "集"」だと思っていただければ。

# ○ 粟野委員

ガイドライン本体に沿って書くとなると、どうしても手とり足とりなので量が多くなる と思うのですが、解説書の方も結構なボリュームになると考えていますか。

# ○ 上妻座長

解説書は、A4で8ページ程度だと思います。そんなにたくさん書くことはない。大事なことは、それぞれの難解な用語についてのリテラシーを上げるために必要なことを解説書にしたいので、いわゆる文献列記みたいなものにはならないようにしようとしています。

# ○ 粟野委員

わかりました。私も量が多ければ良いと思っていたわけではなく、多いと多分読まないので。

3点目です。資料3、4~5ページでは、事務局の方で星取表をつけていらっしゃいますが、「なぜこのテーマについては作成ガイドと解説書の両方で扱い、このテーマは片方だけで扱うのか」という理由説明はこれから徐々にあるという理解でよろしいですか。

# ○ 上妻座長

理由説明ですか。

# ○ 粟野委員

はい。例えば、ガイドライン本体の参考資料の内容は、作成ガイドから一切外している わけですよ。解説書だけとなっているわけですよ。

# ○ 上妻座長

いや、作成ガイドを見れば全部できるようになっているのですが、その中でも、日本の 産業社会の実務の中で十分に理解が進んでいるとは思われない用語、もしくはそういうセ クションに関しては、解説書を作るというスタンスですね。

# ○ 粟野委員

参考資料は作成ガイドには入れないということですか。「気候変動」等の各テーマについて。

#### ○ 上妻座長

はい。参考資料ですから。昨年度も委員だったのでよくご存知だと思いますけれども、 2018 年版ガイドライン第 2 章 10 では、重要な環境課題があれば、その環境課題ごとに報告事項を書いてくださいという 6 個の環境課題しか指定していないので、その中身はスカスカなのです。事業者の方々がこの参考資料に関するところから、例えば「気候変動」や「水資源」を選んだら、それは作成ガイドの問題ではなくて、どうお書きになるかは事業者の方々の問題なので、解説書に回されているということです。

### ○ 粟野委員

それは具体案が出てきたときに改めて。

### ○ 菅生課長補佐

最終的に冊子の形になるのか、HTML の形になるのか、考えているところもございますので、それによって、それぞれの分量も変わってくるものと思っています。

# ○ 上妻座長

他にお願いいたします。

# ○ 冨田委員

わかりかけていたような気がしたのですが、さらにまた混乱してきました。初めぱっと見た時は、作成ガイドの方が短いのかと思ったのですが、作成ガイドにかなりボリュームがあって、解説書が少ないということのようです。けれども、解説書の方は参考として実際の報告事例が載るとなると、本当にそんなに短くて収まるのかなというのはまず一つ疑問があります。また、もし仮にですが、解説書が短いのであれば、作成ガイドと解説書を分ける必要があるのでしょうか。そもそも差し込めるぐらいの分量であれば、差し込んでしまった方が何か他のものが出てくるより便利なのではないかなという視点です。これは全体のボリュームにも関わると思うのですが、分ける必然性がどこにあるのかなと思い、わからなくなってしまったところですね。

# ○ 上妻座長

解説書は、ガイドラインの作成ガイドの解説ではあるのですけれども、それよりもむしろ日本の実務の底上げをしていくという意味で、用語に関する理解を進めていただくための独立したものとして、当初は考えています。ただ、解説書は独立していてそれを見ていただいてもよく分かるということになってくると、作成ガイドと両方使うときに重複することがあるので、重複をなるべく避けて、なおかつ必要なところは重複しなければいけなくなってきますので、その辺のボリューム感をどうするかは手探りでやっているところです。今回、2018 年版ガイドライン第2章9のマテリアリティの話のところだけ、作成ガイド案と解説書案をお持ちしていますので、それを見ていただくと、概ね分かっていただけると思います。それぞれの案ですらまだ試案の段階でしかありませんが、こんな方向性でいこうということです。

# ○ 冨田委員

スケジュールですが、今年度の検討会は3回しかなく、今7月で、1回目は終わってしまいますよね。2回目のときに、どの程度までできてくるのかというのは、一番気になるところです。

### ○ 上妻座長

全体的にということですね。

# ○ 冨田委員

はい、わかりました。

### ○ 上妻座長

そうでなければ間に合わないですね。他にいかがでしょうか。

# ○ 水口委員

今のお話に関していうと、資料3、2ページに『「手引き (作成ガイド)」とは:中小企業・初心者をターゲットイメージとする』『「解説書」とは:難解な事項について、次の構成で説明する独立した文書』とあり、私の感覚では明確に分けられているのかなと思っています。むしろ、「手引き (作成ガイド)」は中小企業・初心者向けなので、中小企業・初心者向けに必要なものをきちんと書いてあった方がいいのかなと思っています。

質問は、資料3、 $4\sim5$ ページの丸印の意味ですが、特に解説書の欄の丸印は、丸1個で解説書1冊という意味なのだろうかということです。

# ○ 上妻座長

そうです。

### 〇 水口委員

私はそれにちょっと反対でして、例えば「生物多様性」は、生物多様性の項目別に解説 書を作った方が良いのではないか、ということです。

### ○ 上妻座長

良いアイディアですね。

# ○ 水口委員

例えば、「魚」、「畜産」、「パーム油」というように。解説書は難解な事項に関する先端的な議論を入れるということだと思いますので、「魚についてどういう議論が今行われているのか」、「パーム油について何が問題なのか」、そういうことを細かく解説するようなものがあれば、この解説書を作ることの意味があるのかなと思います。

# ○ 上妻座長

それは、すごく役立つと思います。

# 〇 水口委員

しかもこれは適宜改定されるのですよね。特に畜産等の分野では今次々と新しいテーマが出てきて大変なことになっています。さらに、プラスティック等も課題として出てきていて、プラスティックについてはやはりプラスティックだけで解説してもらわなければいけないし、今の段階ではあまり書けないと思いますけれども、2~3年後にまたすごく状況が変わると思いますから、そういうものを一個ずつ作った方がよいのではないかと思います。

#### ○ 上妻座長

通常は文書の原案を事務局がお作りいただいて、内部で叩いてから検討会に出して、そこでご意見を伺ってまた修正していくというやり方をしているのですが、とてもそんなことでは済まないのです。もう全員総出で準備して作っているという状況です。この解説書に関しては、我々だけではとても作れないので、委員の方々にそれぞれ作成をお願いしているところですので、水口委員にもぜひご協力をよろしくお願いしたいと思います。そうでなければ、ととても間に合わない。今おっしゃったように、例えば生物多様性の解説書を見れば、基本的な知識が全部頭に入ってきて、なおかつ、それぞれのビジネスの方々の現状をお考えいただいた時に何をやればよいのかが分かる水準まで作っていきたいと思っています。

# ○ 水口委員

例えば魚に関しては、私が書かなくても、Fish Tracker Initiative が「こういう情報が出ていないからだめじゃないか」という指摘は出しているので、それを訳したようなものでもよいと思っています。そこで言われていることは、各漁場で採っている魚種ごとの量です。「どこの漁場でどういう魚種をどのくらい採っているのかが分からないと、業者のリ

スクは分からないのではないか」というのが Fish Tracker Initiative の主張です。それは当然必要だと私も思いますが、それを解説書に出せるかどうか、と思っています。

# ○ 上妻座長

全体的なバランスを考えた時に、何をどこまで書くかの問題だとは思いますが、少なくとも項目出しぐらいはしておかないといけないと思います。それから、その先の知識を得るための文献リストを挙げておくことも大事ですから、それはそんなに負担にはなりません。この3回の検討会の中で、次回は10月なので本当にちょっとしか期間がないのですが、鋭意皆さんで協力しながら作っていくのですけれども、その時にぜひご協力をよろしくお願いしたいと思います。

# 〇 藤原委員

同じところですが、解説書のレベル感について正直よくわからないところがあります。 我々は当然これを参考にして環境報告をすることになるわけです。そうすると、「解説書に 書いてあることを満たせば一応 OK」という話になるので、それはある意味ではレベル感を 示すことになります。しかし、レベル感を示すことは非常に難しいと思うのです。「今、こ の問題に対してこういうことが起こっている」とか、「こういうことを求めている人たちが いますよ」、程度でしたら問題ない気はするのですが、「何かしなきゃいけない」レベルの 話でレベル感を示すのは難しい。例えば海洋プラスティックの問題は、まさに我々も真っ 最中のところなのですけれども、そもそも何をすればよいのかよく分かっておらず、到達 すべきレベル感をまだお互いに理解し合えていない。その辺のどこを狙って作られるのか。

#### 〇 上妻座長

少し申し上げます。ガイドライン本体の参考資料の解説書と、ガイドライン本体の記載 事項の中身についての解説書は、ちょっとレベル感が違うかもしれません。参考資料のと ころまでいきますと、細かいテクニカルな話がたくさん出てくるので、今後原案を作りな がら皆さんに色々と叩いていただいて、決めていくことになるだろうと思います。記載事 項の中身に関しては、きちんとした正しい理解が進むように、「何をどこまでやればよいの か」を書かなければいけないと思っています。

例えば簡単に申し上げますと、ガバナンスですと、グローバルに要求されている話は日本の会社法の機関設計ではなかなか難しい。その違いが分かるようなものを書きたい。つまり、日本の会社法の機関設計の中で暮らしている産業社会の方々に、「グローバルに要求されているものはこういうことで、そこにたどり着くためにはこういうことをやられている会社の事例がある」というものを見せていって、どこがベンチマークなのか分かるようにしたいと思っています。

ステークホルダーエンゲージメントに関しては、日本では昔から部分的にはずっとやられてきたのですけれども、グローバルにはそんなにやられてはいなくて、急速にこの 10 年ぐらいの間に広がってきた話ですから、きちんとした知識がしっかり分かるようにして、ステークホルダーエンゲージメントとは具体的に何の事か分かるように作りたい。

リスクマネジメントについては作ろうと思ったのですが、作らないことになっています。 ビジネスモデルに関しては、ビジネスモデルを報告するというのは世界的なトレンドに なっているのに、日本の場合にはビジネスモデルに対する研究者の意見もまとまっている 段階ではないですね。それだとビジネスが困るだけですから、「決定版」とは言えませんけ れども、「このぐらいのことまで書けばいい」、「こういう意味で、こういうことで構成され てこういう役立ちがありますよ」程度のところを書くというのが目的です。

それからバリューチェーンマネジメントに関しては、一般的なバリューチェーンマネジメントの事ではなくて環境報告に関するものだけですから、上流対策をどうするのか、例えば環境調達をどうするのか、下流の製品設計をどうするのか、といったことが内容になってくるだろうと思います。

長期ビジョンについては、これはそんなに難しい話ではないのですけれども、事例をたくさんお見せして、「長期ビジョンとはこんな考え方で、持続可能な社会に移っていくときにはこんな役立ちがありますよ」みたいな内容になると思います。

重要な課題の特定方法は、今日お見せしますので見ていただきたいと思います。

ガイドライン本体の最後の参考資料のところは、ここが一番難題なので、ぜひ皆さんのご協力を得て、レベル感を揃えながらいきたいのですが、生物多様性のように著しく実務水準が高くない領域で、グローバルな動向との乖離がすごく大きなテーマは、かなり詳しく書かざるを得ないだろうと思います。気候変動よりも詳しく書かないといけないだろうと思いますけれども、作業量や実際に読む方々の負担の問題もありますので、後日、検討することになると思います。ですから、この検討委員会だけではなく、色々なヒアリングが委員の皆さんのところにたくさん行くかもしれません。そうでなければ進まない作業だとお考えいただいた方がよいと思います。

### ○ 菅生課長補佐

作成ガイドと解説書ですけれども、まず一つ量の問題で、事例等の取り上げ方で、どちらに書くかによってかなり量が変わってくると思います。先ほども栗野委員にお話ししたように、どのような体裁にするかも絡んでくる部分があるので、そこはこれから整理をさせていただければと思っています。

また、今の解説書の話ですけれども、ガイドライン本体の第2章については、議論があるというよりもどう書いてよいのかわからない、特に日本の実務があまり成り立っていない事項について、書き方を説明することが特に重要なものと考えています。一方で、参考資料の部分で藤原委員が懸念されていたような点については、色々な問題をどこまで扱えるかはこれからの話し合い次第でもあると思うのですが、どのような議論が行われているか、どのような議論が今後起こり得るか、ということの参考情報として、報告に役立つものを作っていく、ということを考えております。

### ○ 後藤委員

少し細かい話になるのですが、リスクマネジメントについて解説書を作らないと決定された理由は何なのかな、と思っています。

### ○ 上妻座長

提案です。提案で、決定ではない。

### 後藤委員

というのは、結構リスクマネジメントが誤解されています。リスクマネジメントの一プロセスであるリスク管理的なことを行っている企業がほとんどで、リスクマネジメントの観点があまりなされてない。気候変動に対するリスクマネジメントでいえば、移行リスク等が実はほとんど検討されていないので、やはりリスクマネジメントの解説書は必要ではないのかなと、勝手に思っているという点が一点です。

それから、先ほど生物多様性の話がありましたけれど、「魚」の話は重要ではあるのですが、魚に関係のある企業が一体どれだけあるのかという観点で見ると、日本の企業の場合は製造業が非常に多い。もちろん産業はどんどん変わっているので一概には言えませんがが、基本的に物質の85%ぐらいが輸入ですよね。その大もとの最初のところが、実は生物多様性のキーポイントなのですが、要は商社さんという非常に優秀な仕組みがあって、メーカーさんは資源の最初のところがほとんど見えていないのです。ですから、生物多様性の取り組みが全然進んでいません。ビオトープを作ることは結構ですけれど、あれは環境教育というぐらいのもので生物多様性とはあまり関係ないと勝手に思っているのですが、そういう意味では、日本の企業にとっての生物多様性の解説は、資源の最初のところの問題をしっかり解説しないといけない。もちろん魚もその一つではあるのですが、どちらかというと木材ですね。今、紙、パーム油、ゴムと話題が移ってきています。あとは、鉱物資源との関係で生物多様性を書かないと、企業にとってはあまり役に立たないのかなと思います。

# ○ 水口委員

はい、その通りです。ですからご質問したかったのは、解説書はガイドライン本体の参考資料の項目1つごとに1冊ですか、ということなのですけれど、「鉱物資源」、「パーム油」、「木材」、のように項目を分けて解説書を作られた方が良いのではないでしょうか。この解説書のイメージというのは、私は関連する企業だけが読めばよいというものだと思っています。ガイドライン本体第2章の解説書は、概ねすべての企業さんが関係するのかもしれませんけれども、後段の参考資料の部分というのは、まさに関連する企業さんが見ればよいという部分ですので、水産資源に関わる会社はそれを読む、木材に関わる会社は木材の解説書を読む、という作りがよいのかなと思って質問させていただいたところです。

### ○ 上妻座長

生物多様性に関しましては、かなり議論の内容が深まっていくものだと思っていますので、ドラフトができた段階で、もう一度叩いていただけると思います。

それから後藤委員からお話があったリスクマネジメントですけれども、あまりにも作業量が多いので止めたのです。止めたのは何故かと言うと、ここで出てくるリスクマネジメントの解説書を読んでいただく環境報告の担当者の方々は、会社の組織まで云々できるような状況ではないので、もう少し実務が追いついてきたら、作ってもよいのかなと思います。作成ガイドだけでもかなり詳しい内容が書かれますので、当面は、例えば「BCP だとかBCM みたいなものだけではないのだ」ということを作成ガイドにきちんと書くということで吸収しようとしています。もう少し色々な事例が揃って、日本の実務の中でも十分なリスクマネジメント体制が作られるようになった段階で、追加して出してもよいのではない

かという位置付けで、今回は対象から外れているということでございました。

# ○ 後藤委員

はい、わかりました。

### ○ 上妻座長

他にいかがでしょうか。

# ○ 魚住委員

「生物多様性」のところで、水口委員が「魚」の問題について NPO が質問している項目で漁場と収穫量を挙げていましたが、別の NPO は「トロール船の採り方がだめで、網の目のサイズをいくらか大きくしないと、今のやり方では採った魚の大半を捨てて、大きい魚だけを収穫している」と指摘している。NPO によって質問する箇所も違ってくるので、NPO の質問事項をもとに簡単に作成できると言われましたが、それは大変過ぎるのではないかと。作成できれば素晴らしいけれど、そこまで本当にできるかなと思ってしまいました。

# ○ 上妻座長

色々と議論があるところだと思いますので、事情によっては生物多様性に関しては小委 員会を作ってもよいかなという気がしています。協議をさせていただきたいと思います。 他にいかがでしょうか。

# ○ 冨田委員

何か議論していると、ますます疑問が深まっていくという感じです。改めて確認させていただきたいのですが、作成ガイドを中小企業・初心者向けとする観点からは、中小企業の規模を考えると、ガバナンスやビジネスモデルと言われても結構困るのかなと。元々は中堅企業向けという概念だったような気もするので、その辺のレベル感はどちらに振れているのでしょうか。

# ○ 上妻座長

不必要であれば飛ばして読んでいただいてもよいのですが、作成ガイドのイメージは、「それを頭から最後まで読めば、環境報告って何なのか、何をどこまで書けばいいのか、今のグローバルな水準がどこなのかがわかる」というものです。

### ○ 冨田委員

ただ、かなりの量があると理解したのですが。

# ○ 上妻座長

ですから、必要のないところは飛ばして読んでいただけるように、それぞれのくくりがひとまとまりになるような形で構成をしていきたいと思います。

#### 後藤委員

ガイドラインを作ったときは、中小企業ではなくて中堅企業が対象となっていた。

# ○ 冨田委員

資料3では、中小企業・初心者が対象となっています。

### 後藤委員

間違いではないですか。

# ○ 上妻座長

間違いではなく、そういう意識だったのですが、どの人にも使えるようにということと、 特定の人に使えるようにというのは合わないことなので、調整しながら作っていきたいと 思います。

# ○ 冨田委員

あともう一点。先ほどから「魚」の話が話題になっていますが、私の個人的意見としては、今年度の範囲という観点では、現時点で踏み込みすぎない方がよいのではないかと思います。ある程度の業種依存性があるものについては、確かに解説書で述べる必要があると思いますが、魚の管理の仕方までディテールを述べ始めると、たまたま「魚」は可能であっても、他の項目も業種の違いがものすごくありますから、そこまで踏み込めるかというと多分現実的にできない。昨年度、別の検討会で最終的に議論が乱れたものがあったような気がしますが、こちらの検討会もそのような方向に行きそうな危惧があります。逆に言いますと、この段階ではある程度汎用性のあるものと、業種依存性があるということを明記して、もし可能であれば来期以降にもう少し掘り下げるといったアプローチをしていかないと、なかなかこの時間軸では難しいのではないかと感じます。

# ○ 上妻座長

貴重なご意見をありがとうございます。

# 〇 後藤委員

ここはこだわりますが、中堅と中小について、元々は中堅企業に環境報告を出してもらいたいという形でやってきたということと、実は中小企業用の環境経営ガイドラインは、エコアクションの方で作ったものがあります。私が座長で去年の3月に作ったものが少なくとも今月中に公開されると思いますので、環境省の中で中小企業用のガイドはあるわけですし、ここはやはり前からずっと言ってきたように、中堅企業を対象にするという形にしていただきたいと思います。

#### ○ 上妻座長

わかりました。そのようにさせていただきたいと思います。

#### ○ 粟野委員

この後、それぞれの試案のご説明があると思いますが、先ほど座長がおっしゃっていたように、参考資料と称される各環境課題の解説書は、恐らくそれ以前の部分の解説書とは少し趣が違うだろうと。この後ご説明いただけるのは分かっておりますが、実際にこの解説書の試案に当てはめて書くことは多分難しいわけです。同時に、「次の 10 月の検討会で文案を全て見せます」というお話になっているので、現時点で、各環境課題の解説書の試案がないのは不安に思っております。性質が異なるので、本当はひな形を別に準備していただいた方がよかったのではないかと思いますが、そう申し上げても無いものは無いので、そういうつもりでこの後の作業を進めていくと理解してよろしいでしょうか。

### ○ 上妻座長

どれもひな形が無いのです。試行錯誤をしながら、手探りで原案を作っているという現状です。今お話いただいたように、委員の方々の中でも特に生物多様性みたいなものになると考え方がいろいろ違うのですが、作業量の問題もあります。解説書に関しましては、

差し替えが利くようにという前提で作っていますので、適宜改定の機会を環境省に設けていただいて少しずつよくするということで、当面は必要最低限なことを書いていくというスタンスにしたいと思います。早速、議論の多いところに関しては、特に生物多様性や気候変動がそうだと思うのですけれども、ますドラフトを作って、10月ぐらいになるだろうと思いますが皆さんに見ていただいて、他のものについてはそこから先に送るということも考えないといけないだろうと思います。ただし、少なくとも作業ガイドに関して言えば、10月までには全部揃うようにしたいと考えています。

時間も時間ですので、ここから先のところでまだご疑問等があれば、その中で言ってい ただきたいと思います。

# (2) 解説書等素案について

# <資料説明>

### ○ 上妻座長

それでは、次の議題に参りたいと思います。解説書と作成ガイドの試案をつくっておりますので、それについてご説明したいと思います。(資料4、5、6に基づき説明)

# <意見交換>

# ○ 上妻座長

以上が資料のご説明ですけれども、昨日資料が公開されて、皆さんがまだよくご覧になってないと思います。次回以降は少なくとも一週間前、それが無理なら3日前までにはお手元に届くようにしたいと思いますが、今回だけはご勘弁いただいて、今申し上げているような基本的な方針と、それから読んでいただいたところを「このように直した方がよい」というご意見をぜひ頂きたいと思います。

#### ○ 後藤委員

作成ガイドですが、説明を聞いていて昔を思い出しました。水口さんと 94 年に環境報告書のベンチマークを作りまして、事例集としてベストプラクティスを提示しました。当時ですから英語の文献がほとんどだったので和訳して作成しました。自画自賛ではないですが、企業から大変喜ばれて、「これで環境報告書を作れる」ということになりました。

# ○ 上妻座長

97年に環境庁が公表したやつですか。

# ○ 後藤委員

その3年前です。言いたかったのは、実は環境省さんも、私が座長で4年ほど前に、コミュニケーション大賞の授賞企業を中心に「ガイドラインのこの項目はこういう形で書いています」という事例集を作っています。それは一種のベストプラクティスです。そういう意味で言うと、今度の作成ガイドは、ニューカマーの作成者が見るためには、正直なところベストプラクティスも欲しいのですが、やはり中堅企業が書く極めて単純な例と、中くらいのものと、ベストのものを事例として載せていただく、という趣旨がよいのではな

いかなと。ちなみに、中小企業用の環境報告ガイドライン、作成・利用の手引きでは、「初めて作る人はもうペタペタと貼り付ければよく、2番目の人はちょっと工夫しなさい、3番目ぐらいになると創意工夫をして読者にアピールしなさい」という形で作っていますので、こちらもそのように3つぐらい事例を載せればよいのかなと思っています。

それから、この解説書試案を見て、項目が色々とあると思うのですが、最初にマテリアリティが来ております。これはこれで重要なのですが、実は TCFD は、非常に微妙なのですが、会計の準原則である重要性原則のマテリアリティのことを言っています。 TCFD はあちこちに出てくるように関係があるので、マテリアリティを書く場合にはやはりそこのところも書かないと。企業の CSR 報告書・環境報告書の担当者は、実は会計原則のマテリアリティをあまり存じあげない。一方で、TCFD が入り込んできているということは、解説書の中で説明が必要だと思います。ちょっと細かいことでごめんなさい。

# ○ 上妻座長

ありがとうございます。実例をカテゴリーに分けて作るというのは、非常に参考になりますので、ぜひそのようにさせていただきたいと思います。

それからマテリアリティに関しては、実は、どのように説明するのがいいかは事務局内で考え中です。「考え中なのに原案を出してきたのか」と言われると困るのですが、とりあえずこんな感じで、ということでお出ししています。

私はずっと長い間この業界にいて、水口先生と同じ会計が専門なのですが、いわゆる会計のもとになっているマテリアリティの概念フレームワークと言われるものがちょうど改定され、この2月に新しいものが出ています。基本的な考え方は変わっていないのですが、「ここではこうなっています」という説明が、むしろ理解を妨げないように書きたいと思っています。実は、スタンダードセッターが集まっている Corporate Reporting Dialogue という会議体で、マテリアリティの決定版のようなものを作って出しています。それを見る限り、私が考えているものとほとんど同じようなことしか言っていなくて、要するに、どれもみんな同じだということです。「目的がそれぞれ違うので違う言い方をしているけれども、その目的に見合うような形で必要な情報を出しなさい」という考え方がマテリアリティですので、最終的にはどこかの概念に収れんすることができると思うのです。解説書でも、

「財務会計ではこんなことを言っている。監査ではこんなことを言っている。IIRCではこんなことを言っているし、GRI スタンダードではこういう考え方をしているけれども、どれもこれも基本的には同じことで、環境報告ガイドラインでのマテリアリティの考え方はこうです」というところまでたどり着けるように鋭意努力をさせていただきたいと思っています。

他にいかがでしょうか。

# ○ 水口委員

今、たまたま「重要な環境課題の特定方法」を例にひな形を示していただきましたが、 他の部分も基本的には同じ項目立てという意味ですか。項目というか順番というか。

### ○ 上妻座長

同じ項目立てにはならないかもしれないですね。考え方は同じだと思います。ガイドラ

インの示されている内容、例えば「重要な環境課題の特定方法」とはどのような経緯で出てきたものなのか、その中で重要なポイントは何なのか、それはどのように考えればよいのか、報告事項に関してはどんなところに注意ポイントがあるのか、といったことの構成は同じです。ただし、見出しは変わってくるかもしれない。

#### 〇 水口委員

今、座長がおっしゃったようなことを、そのまま見出しにされた方が、読み手に親切な 気がしました。

# ○ 上妻座長

そうかもしれませんね。統一した見出しがあるということですよね。

# ○ 水口委員

統一した見出しがあった方が、読み手は楽かなということです。

# ○ 上妻座長

少し、検討させてください。水口委員は同業者なので、お分かりだと思いますけれども、 1年生とか2年生の学生に教えるイメージで作りたいと思っています。全く何も知らない 人が読むということは想定していなくて、ある程度の基本的なリテラシーはあるけれども 専門的なリテラシーがない人たちが見て分かるレベルを想定しています。つまり、大学生 になって企業に入るようなトレーニングを受けている段階の人たちが見て、「全然知らない 内容だけれどもそういうことなのか」ということがわかるようなイメージにしたいと思い ます。今おっしゃったように、できれば項目立てを合わせたいと思いますが、作ってみな いとどんな項目になるかも分からなかったので、今日は叩き台だと思っていただきたいと 思います。ですから、見出しのことはちょっと検討させてください。

#### 〇 水口委員

本当は前段のところで申し上げたかったのですが、だいぶ時間が経ってしまいましたの で、ここで申し上げます。ガイドライン本体第2章10の「事業者の重要な環境課題」は、 今、作成ガイドの対象となっていて、解説書の対象にはなっていません。資料3、5ペー ジでは、「事業者の重要な環境課題」に関する課題・論点について、『財務的影響を含めた リスクと機会の評価手法、算定方法等』と書かれています。また、資料3、1ページの「改 定のポイント」の矢尻の5番目に、『事業者が特定した重要な環境課題に関する財務的影響 を報告事項とし、環境会計の考え方を取り込み』と書かれています。前回の検討会の頃か らずっとこだわっていて恐縮ですが、作成ガイドのレベル、つまり中堅企業のレベルに対 して簡単にこの話を書くと、結局、いわゆる環境省が現在公表している環境会計ガイドラ インの「環境保全コストを集計してください」という内容になりそうな気がするのですね。 これから書いてみないとわからないとは思うのですけれども。しかしながら、中堅企業が 環境保全コストを手間暇かけて集計することに、果たして、それこそマテリアリティがあ るのかと考えると、なかなか難しいのかなという気がいたします。先ほど冨田さんがおっ しゃられたように、時間軸を持って考えた方がよく、今年だけで解説書を全部完成させる わけではないというご指摘を踏まえれば、環境会計の部分は時間をかけて議論する方がよ いのかなと思ったということです。この「事業者の重要な環境課題」の中に、財務的リス

クの算定方法を中堅企業向けに書くというのは、やや難易度が高いのかなと思ったという ことです。

# ○ 菅生課長補佐

環境会計については、直接の議論の対象にすることは考えてはいなくて、貨幣単位で定量的に測定して開示するという従来の環境会計の考え方をそのまま取り込むという意味です。従来の環境会計を更新して使おうという考えはなく、これは昨年のガイドライン改定時の議論と同じです。一方で、TCFD等も含めて、財務的影響を特定していきたいということを考えられていることは認識しておりまして、そちらについてはどう開示していったらたらよいのか、どう算定したらよいのかまだ定まっていない状態ですので、そこは今年何か決定版を出すというよりは、その概念をお伝えするという形で、具体的に何を算定するのかについてはまた来年度以降に議論を進める、というようにこちらでは考えております。

# ○ 上妻座長

実は、最初に論点整理をしたときにこの話も解決しようと思っていたのですが、とても そんな量では済まないような大きな問題です。ですから、正直な話、2005年の環境会計の 話はまだ積み残されているという認識を持っています。菅生さんが言われたように、これ は環境省の問題なので、ぜひ次に繋げられるようによろしくお願いしたいと思います。

# ○ 冨田委員

いくつかあるのですが、まず一つはあまり座長がお気に召さなかった作成ガイドの第1章についてです。この「環境報告書は何か」みたいな話はやはり必要かなと非常に思います。恐らく、一昔前の環境報告書が主流だった時代ではあえて説明しなくてもよかったと思いますが、今、統合報告書やサステナビリティ報告書であったりすると、環境報告という概念がどこまでの範囲を示しているのか、いまひとつよくわからない。例えば、作成ガイド試案をめくったところに、青い丸と赤い丸があって「環境報告」というくくりが出てくるのですが、これをぱっと理解できる人がいるのかなという感じがします。やはり、色々な報告形態がある中で、「環境報告で必要とされるものは何であるか」みたいな話は、前段で説明していかないといけないと思います。これは、本来ガイドラインにあってもよかったのではないかと思いますが、入っていないので、手引きに入っていた方がよいかなと思うのがまず一点目です。

あとは、作成ガイド試案をちょっと読ませていただいて、これは比較的平易に書かれていて、ある程度分かっている人が読むと「意外とわかりやすいね」と思えるぐらいの出来にはなっているかと思います。一方で、私も中堅企業ぐらいのところと色々お付き合いがあるのですが、その人たちが読んで分かるかというと、多分分からない。本当に中堅企業を狙うのであれば、もう少しレベル感を落とさないといけないかと思いますし、いきなり「重要な環境課題の特定方法」と言っても、実は解説書試案の方に書いてあるのですが、そもそも「なぜこれを特定しなければいけないか」とか「なぜこの項目が必要なのか」という情報は作成ガイドに出てこないと、よく分からないです。また、やはりこちらも解説書試案には書いてありますが、「最低限どこまで書いたらよいのか」は作成ガイドの方に出てこないと、なかなか書きにくいかなと。いきなり具体例からになってしまうと、この具

体例の真似みたいな話にどんどんなっていってしまい、具体例にすごく引きずられる可能性が高まると思います。ですから、ある程度基本的な要件ぐらいは作成ガイドに入れた方が使えるのかなと。特に、「なぜ必要なのか」等は解説書試案に書いてあると思いますが、これは作成ガイドに入れるにしては高度なことが書かれすぎていて、本当に簡単に言うと、「例えば、自動車会社であれば CO2 は重要ですね。飲料会社であれば水が大事です」のようなことを最初に書かないと、すっと入ってこないのではないかと思います。それくらいの平易さを持って導入をしないと、なかなか読み進められないような気がするので、その辺を考えた方がよいと思います。

もう一点は、マテリアリティのところだけの問題かもしれませんが、この環境報告ガイドラインが目指すマテリアリティについての定義をあまり明確にしていないという気がしました。それはそういうことでよいのでしょうか。

# ○ 上妻座長

環境報告ガイドラインがマテリアリティをどう考えるか、ですか。

### ○ 冨田委員

そうです。

# ○ 上妻座長

それはガイドラインの目的ではないので。解説書で、解説しようとしています。

# ○ 冨田委員

ここは色々な考え方があると思いまして、例えば、GRIにしても IIRCにしても、一応それぞれの考え方は提示してありますが。

# ○ 上妻座長

もしあるとすると、資料 5、3ページの上から3ポツ目のところです。これが環境報告ガイドラインにおけるマテリアリティの定義と言えます。「その情報があるのとないのとでは、ステークホルダーが環境報告を見て得る結論が変わってくる」ものです。

### ○ 冨田委員

これは確かにそうなのですが、ではどういう基準でそれを選定するのかという観点はどうでしょうか。

# ○ 上妻座長

その基準に関しては、解説書の中で書いていきます。解説書は、まだ十分に練れていませんが。要するに、両方を連動しながら作らないといけないのですが、作業量が大変なので申し訳ありません。ご説ごもっともなので、それを参考に、もう少しよいものを次にお見せできるようにしたいと思います。「もっと簡単なところから導入すべき」とおっしゃるのも、その通りだと思います。

# ○ 冨田委員

もう一言言うと、資料5の6ページに、よくあるマテリアリティのマトリクスみたいな 図がありますが、恐らくこれが出た瞬間に、皆さんはこれを見て作り始めると思います。 もしこの図を出すのであれば、「この軸はこういう観点で考えた方がよいですよ」という話 が出てきた方がやはり分かりやすいと思います。これがベストだとは必ずしも思えません が、何か具体性を持たないと、特に初心者・中堅ぐらいを狙うのだとすると、あまり理念的な話ばかりされても混乱を助長するだけで、逆に使いにくいものになってしまうかなという気がします。

# ○ 上妻座長

ということになると、作成ガイドの中で、解説書に書くようなことももっと詳しく書く ということになりますか。

# ○ 冨田委員

「例えば、一般的にはこういうことが行われている」といったことまで書いてしまえば、まだよいかもしれないと思います。

# ○ 上妻座長

ガイドラインの立て付けについては、冨田さんもいらっしゃったのでお分かりになると思いますけれども、要するに、特定のやり方についてガイドラインは関与しないという立場を取っていて、それは完全に事業者の方々にお任せしています。参考程度に、「あるとすればこんな考え方がありますよ」という話を解説書に書くだけであって、ガイドラインの立場からすると、「作成ガイドの中でそこまでは書きません」という方針があっても、仕方ないと思っています。ただし、開示例をみてそのまま書く方がいらっしゃる時に、解説よりもむしろ開示例をもっと一般的なものにした方がよいかなという気はします。

# ○ 冨田委員

そうですね。多分、そういう説明がないと間違いなく開示例に引きずられそうですね。 これは私も経験上、色々な企業のお話を聞いてもそうだと思うのですが、だいたいこうい うのがあっても、皆さんあまり読まないのですね。それで、具体例のところだけを見て真 似する、というのがどうしてもやりがちなパターンです。それはそれで悪いわけではない のですが、やはり譲ってはいけないところについては、きちんと明示しておく必要がある かなと思います。

### ○ 上妻座長

ですから、開示例に関しては、当たり障りのあるような内容は書いていませんが、どういう実例がよいかということをお示しいただければ、それに差し替えても全然問題はありません。確かにおっしゃるように、To Do を書いてほしいというのが日本の産業社会の基本的な考え方ですから、この開示例は、To Do に相当するのかなと思っています。

#### 後藤委員

先ほど申し上げたことと重複しますが、開示例に引きずられるのは仕方なく、まさにそのとおりだろうと思っています。だからこそ、ベストのものと、本当に初心者のものと、中間ぐらいの例を出せば、どこに引っ張られるかはその企業の習熟度によって違いやむを得ないので、3つぐらいのサンプルを出すということを先ほど申し上げた次第です。

それから環境会計の問題ですが、TCFD に触れるとどうしても環境会計のことに行かなければいけないのですが、今年はとても無理だろうと思います。そこは解説の中で「今後にやる」ということを述べて、今年だけでは完結しない形をとればよいのではないかと思っています。

# ○ 菅生課長補佐

「環境会計」と書くと誤解を招くので、表現は考えさせてください。

# ○ 後藤委員

その表現は使わないけれども、今年は財務的なこととのリンクはできないというということで、むしろ今後の研究やツールの開発を待つという形です。TCFD もそれに近いことを書いているわけですから、先延ばしを提案するのもおかしな話ですが、やはりそのように提案せざるを得ないと思っています。

# ○ 冨田委員

今のコメントで疑問に思ったのですが、環境報告の範囲について、TCFD は厳密に言うと「気候関連"財務情報"」だと思うのですね。ですから、これは環境報告なのか、という話があると思うのですが。

# ○ 上妻座長

財務報告の中で扱われている環境報告なので、環境報告の範囲の中に含まれると思います。

# ○ 冨田委員

環境報告がそういう定義なのであれば、「環境会計」という表現を使うかどうかや、今回 どこまで踏み込むかは別として、やはりスコープを示して、一定程度 TCFD も取り込むとい うことであればよいと思います。

#### ○ 上妻座長

ガイドラインの検討会をするとそうなのですけれども、断片的にお示しするので、非常 に議論がどんどん深まっていく一方で、「最初に全部完成品を見せろ」と私はいつも思って います。そう言うとその尻拭いは自分でしないといけないので、自分でしてみるといかに 大変かということがわかります。ただ今回、基本的に考えているガイドラインと作成ガイ ドと解説書という3部構成のイメージが、ガイドライン本体を作っている時にはあまり共 有できていなかったのですけれども、こうして実例をお見せすると、だいたいこんな感じ かなということになりまして、大幅な変更をせずにマイルドな変更だけで調整できるので はないかなと思ってお出ししています。まだ作ってないところについての議論が出てこな いように、10月にはとにかく作成ガイドの完成品をお見せしたいと思いますので、今日い ただいたご意見以外にも後で気がついて、「ここもこうした方がよい」というものがもしあ れば、ぜひ言っていただきたいと思います。どんなに作っても、完璧なものはできません。 なるべく良いものにしていくしかないので。それからよく言われているように、"One size fits all"はないということがありまして、どんなに易しく書いても十分ではないし、易 しく書けば書くほど「そんな面倒くさいことまで書くな」と思っている人にとっては雑音 にしかなりません。ですから、先ほど申し上げたように、基本的な教養はあるけれどもこ ういうものに関しての知識がないという大学生レベルぐらいの人が分かるように書いてい こうとは思っています。けれども、冨田さんがおっしゃったように十分にはまだできてい ないので、今いただいたようなご意見を参考に、少しずつ良くしていきたいと思います。 あとは、とにかく作業量がどうなるかと、作る側の体力が及ぶのかという問題もあります

ので、きちんと事務局と協力しながら最終的に作っていきたいと思います。 他にご意見いかがですか。

# ○ 粟野委員

今の話題に続くかなと思いますが、既に水口先生や冨田さんも言われているように、「実際にこれで書けるのか」という視点でフォーマッティングをもう少し考えた方がよいのではないかと思っています。この作成ガイドがずっと文書で書かれていますが、「文章を読まない」というお話もありました。それと、やはり「抜いて使ってよい」と言われても。

# ○ 上妻座長

すみません。文章は読んでもらわないと困ります。また、「抜いて使ってよい」とは言っていません。

# ○ 粟野委員

違います。パーツパーツで。

# ○ 上妻座長

ですから、これはこれでまとまっていると。

# ○ 粟野委員

まとまってはいますが、必要な箇所だけを活用してもらえばよいということを考えると、やはりある程度フォーマッティングされていないと、セクションを飛んだら全然違う章立てになっているとか、情報の順番になっていると、自分が知りたいことがどこに書いてあるのかを探すことだけで大変で、読むのが嫌になってしまうのですよ。ですので、これから執筆作業もされるということで文章をゼロにしろとは言わないのですが、例えば、「目的は何か」という内容が、「目的」というタグやキーワードとして書いてあるとか、要は 5W1Hできちんと書くと。5W1Hでなくてもよいのですが、"What"、"Why"、"How"がどのページを見てもきちんと分かるようなレイアウトを考えた方がよいだろうというのが率直に思っている部分です。

解説書についても、先ほど、どこまでやればよいのかという話題がありましたし、業界の事情も色々あるということだったのですが、基本的な情報と上級情報とを別に書いてもよいと思います。基本は基本で書き、さらに上級が知りたい人向けには上級情報が書いてある。それを「上級編」と名乗るかどうかは別ですが、「さらに深く知りたい方のために」のようなヘッダーをつければ、作業量はさておき、さらに細かいことを書こうと思えば書けるはずです。ですから、8ページ程度という分量を最初にお聞きしましたが、どちらかに寄せるという発想ではなく、しかも恐らくはHTMLやPDFか何かで印刷物という形ではなく展開をしていくことになると思いますので、解説編についてもそういった段構えをつけてあげることで、色々なニーズに対応でき、かつ先進的な企業にも、「ここに割と新しめの情報が来ているぞ」「注意すべき将来のリスクを察知できるものが載っているぞ」というくらいの情報を提供してあげてもよいのではないかと思います。

「資源の話をどこまで細かく書けるのか」という話が生物多様性について出ていましたけれども、それこそ座礁資産を言い出したマーク・カーニーイングランド銀行総裁は、「次の座礁資産は漁船である」とはっきりおっしゃっています。そのような視点を考えた時に、

「それはある特定の非常に狭い業種の人の問題だ」というようなバイアスは外して、色々な情報をフラットに出していくことが、この環境報告ガイドラインの解説編にとって、独自の、あるいは非常に価値を持つところになるのではないかと思います。作業の大変さは分かった上で、そういった構成を取ってもよろしいのではないかと思います。

# ○ 上妻座長

おっしゃっていただいたご意見は、先ほど水口委員がおっしゃったように、きちんとフォーマットを決めてタグ付けをするということだと思いますけれども、まだ全然できていません。ただし構成自体は、これを作っている時の流れに関してありますので、全体的なフォーマットを最後につけていくのか、最初につけてから書くのかは、考えさせてください。3つぐらい作ってみると、段々分かってくると思いますが、大変なので。

おっしゃっていただいたことも重々よく分かりましたので、これから夏も秋も無いのだというつもりで、自分を追い込んで事務局と一緒に頑張って対応させていただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。

# ○ 藤井委員

作成ガイド試案のマテリアリティの部分で、感想か質問か曖昧ですが、1点申し上げたいと思います。先ほど水口先生がおっしゃったように、企業に対して「実態を備える」ことをどこまで求めるのか、という点です。作成ガイド試案では、To Do、つまり「中堅企業の方が何をすればよいのか」ということを書くと理解しております。1 つエピソードがありまして、後藤先生が座長をなさっている環境情報開示基盤のワーキングの時に、ある委員の先生が「企業の環境報告書のマテリアリティ分析を読むと、スタッフが仕方なく分析したものと、トップまで関わって分析したものはすぐに区別できる」とおっしゃっていました。ここに書いてある To Do リストに沿って書けば、「松・竹・梅」の違いはあれ、何らかの形はできますが、本来的にそれが経営と統合されているかという点では不十分かもしれません。そういった実態をどこまで作っていくのか、については最初の総論部分や、あるいはガイドライン本体に書いてあるとは思いますが、各論において、「形式を整えればできます」という段階からさらに踏み込むことを求めるのか。この点を感想として述べさせていただきます。

### ○ 上妻座長

ガイドラインを To Do リストで使いたいというニーズはすごく高いですが、この作成に関与している以前の検討会、それから論点整理も含めて、そこに留まるつもりは全然ありません。かなり新しいことがガイドラインの中に盛り込まれていますが、実務の実態からはかなり進んでしまっている。でもこれは、できない人に「ここまで来なさい」という意味ではありません。例えば、グローバルなトレンドで起きていることは、環境報告だけではなく ESG 報告でもよいのですが、中堅以下のところでも、サプライチェーンの中の情報提供要請みたいな形で、大手から言われて対応しなければいけないといった状況が必ず来ます。そういうことが起きた時に、対応できる水準のガイドラインでなくてはいけないし、ガイドラインを To Do リストとして使っていても、その流れや考え方を見ることによって、

「環境報告とは基本的に何をすればよいのか」、「ESG 報告とは何をすればよいのか」ということが分かっていただけるように作りたい、ということが検討会の姿勢だと思います。ただし、ご存知のように実務は日進月歩ですので、それをキャッチアップするためには定期的にどんどん変えていかなければいけませんが、そんなことはできません。前回の改定から6年以上が経過して、最後の2年ぐらいはほとんど陳腐化して使い物にならないというようなお話もあちこちで随分聞こえていました。作った当時はかなり先を見ているのですけれども、陳腐化も激しいので。ですから、To Do リスト以外の部分について、もう少しきちんと考え方がわかるようにすべきとおっしゃっているのだと思いますけれども、それは重々意識してやっています。足りないところがあればぜひ言っていただいて、単なる To Do リストで使われるものではなく、基本的な考え方の参考資料になっていると思っていただきたいと思います。

# 〇 藤原委員

今の話の関連で2点意見があります。まず解説書が書くべき内容ついてですが、例えば、マテリアリティの説明を一つとっても、どこかを探せば解説は見つかります。一方で、我々みたいに環境報告を書いている側からすると、むしろ「そうやってあなたが書いているものは、実はちょっと違っていますよ」、「もうちょっとこういう観点を入れないとずれていますよ」、みたいなことを教えてもらった方が、実はありがたい。つまり、To Do リストは「やっていけば書けますよ」という話で、それはそれでよいのですが、そうではなく To Do リストに沿って書いていても、本質的にずれてしまっているような箇所をむしろ教えて欲しいのだと思います。そういう意味では、事例を出していただくのであれば、「ここがずれている」といった内容も欲しい気がします。

#### ○ 上妻座長

それはあるのですが、言えないのです。

#### 〇 藤原委員

それは分かりますけれども、書き方の観点として、「世間一般で言われている内容は調べてもらえばわかりますが、むしろポイントはここです」みたいな内容が分かると、作っている側としてはすごくやりやすいかなと思います。

### ○ 上妻座長

恐らく、作成ガイドと解説書が分かれていて、なおかつ両方の完成度が違うのでなかなかお分かりいただけないかと思いますが、次にお出しする時には、分量がどうなっているのかを見ていただいて、それはこっちに書いてある、それはガイドライン本体に書いてある、それは作成ガイドに書いてある、ということがお示しできるようにしたいと思います。それから、先ほどおっしゃっていただいた「ここが良くない」という例は随分あります。ですが、それをどこまで指摘すればよいか、という話はこの検討会の目的ではないので。

### 〇 藤原委員

試案を読ませていただいても、そのような内容を書いていらっしゃるように感じました。

### ○ 上妻座長

どこでしょうか。

# 〇 藤原委員

私もちょっと時間がなくて、来る電車の中で読んだだけですけれども。所々に注意事項のような書き方をされていて、そこに書いていらっしゃる方の思いがあるのかなと思いました。

### 〇 上妻座長

確かに、実務がずれているところについては「違いますよ、こうですよ」と書いています。

# ○ 藤原委員

そういう内容の方が、我々としては非常にありがたいです。

#### ○ 上妻座長

ありがとうございます。どんどん書かせていただきます。

# 〇 藤原委員

少し違う観点で、もう一点だけ。先ほどもご意見があったように、「環境報告とは何か」 というのはすごく大事だと思っています。作成ガイドの目次を見ますと、「環境報告の開示 媒体」と書いています。要は「環境報告"書"」ではなく「環境"報告"」を対象にしている という話だと思うのですが、これは非常に重要、かつ我々も非常に悩んでいるところです。 ESG が主流になってきている中で、私も「環境○○部」の時代がありましたが、"E"だけ やっていればよい時代ではなくなっていて、開示媒体についても、統合報告書もあれば、 ホームページや環境報告書もあって、「どこに何をだすべきか」が課題です。今回のガイド ライン・手順書の対象は中堅企業です。その際、「環境"報告"」がそもそも何を差してい るか分からない、気付かない方もたくさんいらっしゃるような気がしますので、下手に読 むと、「環境報告"書"のガイド」のように読まれてしまうことがあるかと思います。そう ではなく、「こういう情報を開示しなければいけない」ということが重要だと思いますので、 そこが分かるようにしていただいた方がよいと思います。この課題は中堅企業だけではな く、大きな企業でも同じです。統合報告書は ESG という観点で見るので、恐らく統合報告 書では"E"の記載はかなりの企業で詳細が漏れていると思います。そんな中で、企業の 中では調整をしながら、「やはりこれは書かなければいけない」というところ、例えば統合 報告書から漏れてしまった内容は、環境報告書やホームページで載せるといったような形 でやっています。実は"E"を知らずに ESG の世界に入ってきている人が企業の中で増え てきています。そういう状況ですので、せっかくこういう章立てを立てていただけるので あれば、「環境"報告"」の位置付けについてはしっかり書いていただいた方が、企業の中 で進めていくときにも非常にありがたいという気がします。

# ○ 上妻座長

わかりました。第1章を書くのに1週間はかかると思いますけれども、鋭意努力をさせていただきたいと思っています。

他にいかがでしょうか。

### ○ 冨田委員

今の藤原委員のご指摘は非常に的を射ていると思います。環境報告の概念の話は、恐ら

く作成ガイド第1章2ぐらいのところで出てくると想定していますけれど、統合報告や ウェブ等の媒体をすみ分けていくという観点から、どのように環境報告を位置づけるかに ついてぜひともきちんと書いていただくと、世の中に蔓延している混乱を解消する非常に 大きなツールになると思います。

あとは、"悪い"事例についても、ぜひとも書いた方がよいと今改めて思いました。先ほど話題にありましたように、日本企業だけではないかもしれませんが、だいたいの報告書の作り方は、良いと言われている他社のものを真似して作るということです。逆に言うと、悪い例が良い例とされて、それがどんどん蔓延して後戻りできない状態になっている可能性も高いと思うのですね。良い例かどうか分かりませんが、例えば、生物多様性というと、植林の話を一生懸命書く企業がすごく多かったりするので、やはり「それは違う」というメッセージをある程度出していく。「よくある間違い」なのか"NOT to Do"なのか分かりませんが、そういう話もきちんと入れていかないと、誤解を正すのはなかなか難しいですよね。To Do リストだけだと、やはりそちらに引きずられてしまうリスクがあるので、可能な範囲でそういうものを入れていくことによって、日本企業の報告書のクオリティを上げていくことに繋がるのではないかと改めて思いました。

### ○ 上妻座長

恐らく、ガバナンスやステークホルダーエンゲージメントについて見ていただくと、そういう内容がたくさん出てくるだろうと思います。この「重要な環境課題の特定方法」は、企業の方々に「使った方法だけ書いてください」という内容ですので、例としては少し良くなかったかもしれないですが、おっしゃったような方向性で作業に取り組みたいと思っています。

### ○ 粟野委員

今の「環境報告とは何か」の書き方に若干関わってくるのと、それを実際に解説編でどこまで書くのかという部分、かつ"悪い"事例ということで今おっしゃった植林の話にも関わってくるのですが、私の目から見ると、"S"の内容を"E"の内容として書いているところが圧倒的に多いです。悪くはないのですが、環境報告と言ったときに、例えば地域コミュニティへの貢献が主たる目的であって、環境負荷の削減あるいは環境復元に対しての貢献、それをどのように計るかという問題もあるのですが、それを主目的にしていないのに、全部"E"のページに書いてしまうということが、結構流れとして強いですね。しかもパブコメにもその話が出てきています。私としては、今回の解説編で「書いてはいけない」とまでは言わないけれども、やはり「財務的とまでは言わなくとも環境価値としてどうなのかという内容を書かない限りは、"S"として書いた方が良い」ということを踏み込んで書きたいと思っています。それはもちろん上がってきた文書を見て皆様がどのように思われるかということもあると思うので、今結論的に申し上げるわけではありませんが、「環境報告とは何か」という時に、「"S"を書いていけないわけではないけれども、ここで取り上げているのはあくまでも"E"です」とはっきりと銘打った方が、解説編での混乱を避けられるのではないかと思います。ご一考いただければと思います。

### ○ 上妻座長

作成ガイドと解説書が分かれていますが、相互にリンクしていることは確かです。緊密にリンクし、きちんと役割分担されていると同時に、あまり重複することがなく、情報の配置基準、プレースメントがしっかりするように、調整しながらやりたいと思います。お手伝いいただく委員の方々がこれから出てくると思うのですけれども、よく話し合いをして進めたいと思います。

# ○ 魚住委員

今、おっしゃられたことと同じかもしれませんが、ESG の切り分けについて、労働安全衛生の場合、"S"に該当するかと思います。化学物質を扱っていて、社会や外部の人の健康に影響を与える場合は"E"だけれども、従業員に影響を与える場合は"E"ではなく"S"という考え方です。そのあたりを、どのように扱うか。放射能も同じです。これは普通に考えれば、外部の人の健康に直接影響するのだから、私は広い意味では「環境」だと思うのですが、その取り扱いをどうするか、はっきりしてほしいと思いました。

### ○ 上妻座長

はい。ありがとうございます。

# ○ 後藤委員

放射線は、以前は「環境」ではなかったのですが、3.11後は「環境」になりました。これはもうそういうことになったのだから、それでいく以外ないのではないですか。

# ○ 上妻座長

今回お見せしている解説書と作成ガイドの見本は、ガイドライン本体の参考資料の内容ではありません。やはり、参考資料の内容の見本をお見せすれば良かったのですけれど、まだそこまで作業が進んでおりません。見ていただくと分かるのですが、環境報告ガイドラインの記載事項は、第1章と、第2章があって、第1章は、基本的なプロフィールと推移を見る一覧表でできています。第2章の10個の記載事項が、事実上の記載事項なのですね。その中で、いわゆるこれまでの環境報告書に書かれていたものは、10の「事業者の重要な環境課題」だけでした。この部分の解説を作成ガイドに書くのか、解説書に書くのか、プレースメントの問題はすごく大きいのですが、その議論は事務局の中でもまだ十分できていません。とにかく基本的な方針をきちんと作って、その方針でスタートして、そこら辺のところに関しては皆さんのお知恵を借りながら、上手に調整していくしかないと考えていますが、やはり時間がかかりそうなので、「気候変動」や「生物多様性」の作業を早急に始めようかと思います。

「事業者の重要な環境課題」以外のガイドライン本体第2章1から9までは、基本的には ESG 報告で言うところの「"S"と"E"以外のもの」です。"G"も含んだマネジメントの話です。基本的には、この環境報告ガイドラインは ESG 報告ガイドラインのうち、"S"のないものだとお考えいただいてよいと思います。環境報告書の位置づけはそのようになっているので、統合報告で使われる場合であっても、それ以外の GRI スタンダードみたいなものに準拠して作る場合であっても、"S"以外のところはカバーをしていると。グローバルにほぼデファクトとなっているようなガイドラインや考え方もありますけれども、例えばガバナンスにおける機関設計のやり方が違うとか、企業集団の運営の仕方が違うと

いった日本独特の状況もありますので、「それに合うような形で環境報告を作る場合にはこうすればよいのではないか」という内容が書けるということを注意項目として考えています。

いずれにしても、参考資料の部分に関しましては実例がないとこれ以上議論が進まない と思いますので、早急に事例を作って、委員会の前に皆さんにお送りして叩いていただい てもよいかなという気もしています。その作業量は我々が大変なだけですよね。でも、責 任を持ってやりたいと思いますので、少し検討させていただきたいと思います。

他にいかがでしょうか、議論が紛糾した時のために、2時間半という贅沢な時間構成になっていますが、「早く終わってもよい」と言われています。もしご意見が無いようであれば、もう時間も過ぎてお疲れでしょうから、ここから先は我々が作業するというところで進めても構いません。ご意見等があれば、お願いします。

# ○ 冨田委員

難しいかもしれませんが、やはり検討会が3回というのは結構厳しいのかなという気がしなくもないですよね。個別のヒアリングもそれはそれであり得ると思うのですが、やはりこうして皆さんの意見を色々と聞いていると深まってくるところや、ある程度の合意という形でやれるところがあるので、できればもう少し会議体みたいな形フィードバックの場があると望ましいかなと。これは色々と条件があるので難しいかもしれませんが、もし可能であればそうしていただきたいと思います。

#### ○ 上妻座長

今おっしゃっていただいた前半の話は、合宿ですよ。皆さんお忙しい方々なので、それは事実上無理ですから、ヒアリングですとか、ひょっとしたら個別にお話を伺わせていただくかもしれません。少しずつ調整をしながら、特に「この項目に関しては強く意見を持っている」という方々に伺って、小まめにインフォーマルな調整をしながら 10 月までには準備をして出せるようにしたいと思っています。

他にどうぞ。

#### 水口委員

先ほど上妻先生がおっしゃられたガバナンスについて、日本企業独特の側面が色々とあるという話です。よく色々な会社さんにそのようなことを言われるのですね。それで困るのが、海外の投資家の評価が日本のガバナンスの現状を全然反映していないということのようです。例えば環境省のガイドラインと解説書のガバナンスの部分を英訳して、「日本のガバナンスはこうである」みたいなことを環境省が説明してくれると、企業としては助かるのかなと思いました。英訳についてはどうなっているのでしょうか。

### ○ 上妻座長

ガイドラインは英訳されるはずですけれども、お金のこともありますよね。

### ○ 水口委員

そのような主張する方法が個々の企業には無いですよね。無くはないかもしれませんが。

### ○ 上妻座長

何を書くかというと、要するに機関設計上はワンティアでもツーティアでもない状況が

出てくるので、世界で言われているガバナンスには当てはまらないのですけれども、私が承知している限りでは、近年そういうことを補足しながら、自社で追加的な措置を講じられるその事業者の方々が増えているのですね。ですから、事実上ワンティアになっているような会社もあるのですが、それをきちんと説明できるかできないのかも含めて、ガバナンスの問題とは「何が問題なのかがわからない」ということも事実です。それが日本の主張になるのかどうかはわからないですけれども、例えば格付けみたいなものが来たときに、「何をどこまで書けばいいのか」が分かる程度までには、知識としてまとめて出せるようにしたいと考えています。

# ○ 後藤委員

これは私の個人的意見ですが、「ガバナンスに関して日本独特の事情があり、世界とは違うのでその情報をきちんと出す」という前提には、「日本のガバナンスは良い」というアンコンシャスなバイアスがかかっていると思います。私は、日本のガバナンスには極めて欠陥があると思います。

# ○ 上妻座長

そう申し上げております。

# 後藤委員

ですから、短期の目標しか作れない。トヨタさんのように「環境チャレンジ 2050」を出す企業は例外中の例外であって、全然長期ビジョンが無いのですね。環境省の「環境に優しい企業行動調査」で、前回での発表では 10 年以上のカーボン目標を持っている企業は 12%しかなかったですね。今、TCFD も長期ビジョンや色々なことを求めているにも関わらず、日本のガバナンスではそれが一切出てこない。出せないのですよ。ですから、安心しました。日本のガバナンスに欠陥があるという前提で、その特殊性を書いていただけるのであれば結構です。

#### ○ 上妻座長

それは事業者の方々の責任ではなく、日本の会社の機関設計がそういう形になっています。機関設計がどうしてあんな形になったかは分からないのですが、戦前からの色々な流れや、綱引きがあり、やはり検討会だとか有識者会議の中で「足して2で割る、3で割る」ことをしてきた結果、今の状況になっているのだと思います。外国の会社法等を見ていると、日本の会社の機関設計ではつじつまが合わないというか、何かを継ぎ足した断片的なものになってしまっています。ここでそのことについて批判を申し上げるつもりはないのですが、例えば、格付けの調査があった時に、ダウ・ジョーンズ等ではワンティアなのかツーティアなのかどちらかを書くように要求していますが、どちらでもないから書けないですよね。そうすると「0点」になってしまう。では日本のガバナンスが利かないかというと、そこまで酷くはありません。だけれども、重要な問題点を抱えていることは確かです。日本社会の中だけでのインフォーマルなルールがガバナンスの大きなファクターになっていたりするので。でも、近年事業者の方々の中で、その欠陥を補っていく自主的な取り組みをしているところは、何社か増えています。ですから、元々構造的に機関設計がワンティアでもツーティアでもないけれども、それを是正している会社の例を解説書に書

いていくことで、欠陥と方向性みたいなものが見えるのかなと。それ以上に「あれをああ しろ、こうしろ」と言うことはこの検討会の役割ではないので、そこまで書くつもりはあ りませんが、「重要な欠陥があるけれどもそれを是正している事例がある」ということをお 見せする形で書いていきたい。「問題点はどこなのか」ということも、やはり内容として書 いていきたいと思っております。

他にいかがでしょうか。

# ○ 冨田委員

ぜひとも、上妻先生の詳細な解説を読みたい気がしてきました。それはさておき、先ほど「英訳の予定をどう考えているか」という話がありました。これは以前菅生さんにお話したかもしれませんが、GRI スタンダードでは、各国のガイドラインみたいなものとのリンケージドキュメント、対照表みたいなものを発行するケースがよくあります。今回の作成ガイドでは対照表も作る予定になっていると思いますが。例えば、香港証券取引所のESG情報開示の要求事項との対照表などもオフィシャルに出ています。せっかくある意味で良いものが出てくるのであれば、日本国内のユーザーがメインなのかもしれませんが、国際的な発信という意味では、そういったことを少し検討してもよいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

### ○ 上妻座長

いかがでしょうか。

#### ○ 菅生課長補佐

検討させていただきます。

#### ○ 上妻座長

他にいかがでしょうか。もし無いようであれば、ちょうど4時5分を過ぎたところで2時間ちょっとという頃合ですので、このあたりで終わらせていただいて、次回までに我々が頑張って作業を進めるということにさせていただきたいと思います。

それでは、最後に菅生課長補佐の方からお願いします。

# III. 閉会

# ○ 菅生課長補佐

まず、資料のご提出が遅くなったことをお詫びいたします。確かに3回という非常に短い期間ですので、進めるにあたって色々とご負担をおかけするということについて、まずよろしくお願いしますと言いたいのですが、あまりインフォーマルな形でばかり進めていると、結局は、「なぜ」、「どのように進めていくのか」が見えない部分もございますので、できるだけどういう形で、どういう意見で、どういう結論になったかをお伝えします。

時間軸の部分では、今年に全てを出すというのは、せっかく出したガイドラインですのでぜひ来年度から使っていただきたいというのがございまして、できれば来年から使えるように、補足文書も今年中に出したいというのが一つの大きな目的です。ただし色々と今移り変わっている項目もございまして、そちらについては適宜更新していくというのも

元々の方針ですので、今年1年で全て終わらせるということは考えておりません。そちらはまた引き続き検討を進めたいと思います。とりあえず、今年度につきましては引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

# ○ 事務局

ありがとうございました。最後に、次回検討会の予定や議事録等について申し上げます。 次回検討会は、今のところ 10 月 4 日から 11 日の間で検討しておりまして、改めて日程 調整のお願いを差し上げます。決定次第、場所も含めて開催案内をお送りしますので、引 き続きよろしくお願いいたします。それから議事録につきまして、案ができ次第、委員の 皆様に回付させていただきますのでご確認をお願い申し上げます。その他、皆様から質問、 確認等ございませんでしょうか。

2012年版ガイドラインは、ご不要であれば席上に置いておいていただければと存じます。 それでは、以上をもちまして本日の検討会を終了いたします。 ありがとうございました。

以上